3　ゴム製の器具又は容器包装

⑴　ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。）又は容器包装

ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。）又は容器包装は、次の規格（塩素を含まないゴム製のものについては、１．材質規格のｃに示す２－メルカプトイミダゾリンの規格を除く。）に適合しなければならない。

１．材質規格

ａ　カドミウム

100μg／ｇ以下

ｂ　鉛

100μg／ｇ以下

ｃ　２－メルカプトイミダゾリン

２－メルカプトイミダゾリン試験を行うとき、これに適合しなければならない。

3　ゴム製の器具又は容器包装

⑴　ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。）又は容器包装

ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。）又は容器包装は，次の試験法による試験（塩素を含まないゴム製のものについては，１．材質試験のｂに示す２－メルカプトイミダゾリンの試験を除く。）に適合しなければならない。

１．材質試験

ａ　カドミウム及び鉛

シリコーンゴム製以外の試料にあっては、試料1.0ｇを白金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に採り、硫酸２mLを加えて徐々に加熱し、更に硫酸の白煙がほとんど出なくなり、大部分が炭化するまで加熱する。これを約450℃の電気炉で加熱して灰化する。完全に灰化するまで、蒸発皿の内容物を硫酸で潤して再び加熱する操作を繰り返し行う。この残留物に塩酸（１→２）５mLを加えてかき混ぜ、水浴上で蒸発乾固する。冷後0.1mol／Ｌ硝酸20mLを加えて溶解し、不溶物がある場合はろ過をして試験溶液とする。

シリコーンゴム製の試料にあっては、試料を細切し、その0.5ｇを量り、白金又はニッケル製るつぼに入れる。水酸化ナトリウム５ｇ及びホウ酸２ｇを加えかき混ぜる。ガスバーナーで内容物が溶解する温度で緩やかに加熱する。試料が完全に溶解したら直ちに加熱をやめ、室温で放冷する。ビーカーに熱水約75mL及びるつぼを入れ、適宜加温しながら振り混ぜてるつぼ中の固形物を溶解する。溶液から少量の水で洗浄しながらるつぼを取り除いた後、硝酸15mLを入れた共栓付きフラスコにかくはんしながら少量ずつ注ぎ入れる。室温で一晩放置後、５mol／Ｌ酢酸アンモニウム試液を添加してpH3.5に調整する。調整した液を、あらかじめメタノール５mL、0.1mol／Ｌ硝酸５mL及び水10mLをそれぞれ注入して流したキレート樹脂ミニカラム（500㎎）に注入する。さらに１mol／Ｌ酢酸アンモニウム試液及び水10mLを注入する。その後、0.1mol／Ｌ硝酸で溶出して溶出液10mLを採取し、これを試験溶液とする。

この試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりカドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ５μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると100μg／ｇ以下となる。

（新設）

ｂ　２－メルカプトイミダゾリン

試料を細切し、その1.0ｇを量り、共栓付きフラスコに入れる。メタノール50mLを加え、密栓して約40℃に保ちながら時々振り混ぜて一晩放置する。冷後、この液をろ過し、ろ液及び洗液を合わせ、減圧濃縮器を用いて40℃以下で約５mLまで濃縮する。次いで、水を加えて10mLとする。その１mLを採り、孔径0.5μm以下のメンブランフィルターでろ過する。これを試験溶液として添加剤試験法中の２－メルカプトイミダゾリンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。